

法人税率の引き下げについて

泉 潤 慈¹

概要

法人税率引き下げは、行われており、現在32.11%となっている。平成28年度には、29.97%にしようとして政府で検討されている。国際比較で法人税率のバランスを取る必要がある。また、税収の観点から、租税特別措置の見直しや赤字法人に対する外形標準課税についても必要である。

キーワード：法人税率の引き下げ 実効税率 赤字法人 租税特別措置 国際比較

1 はじめに

法人税改革について 平成27年度税制改正は、下記のとおり経過をたどって行われた。

法人税改革について（与党税制改革大綱（26年12月30日）のポイント

- 今般の法人税改革は、法人課税を成長志向型の構造に変えるもの。より広く負担を分かち合い、「稼ぐ力」のある企業や企業所得の計上に前向きな企業の税負担を軽減する。
 - 企業の収益力改善に向けた投資や新たな技術開発等への挑戦がより積極的になり、それが成長につながっていく。
 - 改革を通じて、企業が収益力を高めれば、継続的な賃上げが可能な体質となり、より積極的な賃上げへの取組みが可能となる。
- 27年度を初年度とし、以後数年で、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指す。
 - ・27年度改正において、先行減税分を含めて、27年度▲2.51%、28年度▲3.29%の引下げを決定、[第1段階]
 - ・28年度改正においても、課税ベースの拡大等により財源を確保して、28年度における税率引き下げ幅の更なる上乘せを図る。(▲3.29% + α)
 - さらに、その後の年度の税制改正においても、引き続き、法人実効税率を20%台まで引き下げることを目指して、改革を継続する。[第2段階]

¹ 福山大学経済学部教授 Email:izumi@fuec.fukuyama-u.ac.jp

法人税率の引き下げについて

- 27年度税制改正においては、税率引下げとあわせて「欠損金繰越控除の見直し」や「外形標準課税の拡大」などの改革を行う。
- 地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、27年度は大法人を中心に改革を行う。賃上げへの配慮措置や中堅企業の負担増の経過措置、改革を段階的に実施する等の激変緩和措置も講ずる。

平成27年度税制改正の大綱 「平成27年1月14日 閣議決定」

三 法人課税

1 成長志向に重点を置いた法人税改革

(国税)

- (1) 法人税の税率を23.9%（現行：25.5%）に引き下げ、法人の平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

(注1) 中小法人の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%）の適用期限は、2年延長する。また、中小法人の軽減税率（19%）は、引き続き、中小法人課税全体の見直しの中で検討する。

(注2) 公益法人等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、2年延長する。また、公益法人等の軽減税率（19%等）は、引き続き、公益法人等課税全体の見直しの中で検討する。

(注3) 協同組合等の軽減税率の特例（所得の金額のうち年800万円以下の部分に対する税率：19%→15%等）の適用期限は、2年延長する。また、協同組合等の軽減税率等（19%等）は、引き続き、協同組合等課税全体の見直しの中で検討する。

- (2) 欠損金の繰越控除制度等について、次の見直しを行う。

- ①青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度における控除限度額について、次のとおり、段階的に引き下げる。

イ 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の100分の65相当額（現行：100分の80相当額）とする。

ロ 平成29年4月1日以後に開始する繰越控除をする事業年度又は連結事業年度について、その繰越控除前の所得の金額又は連結所得の金額の100分の50相当額とする。

- ②上記①に伴い、次の措置を講ずる。

イ 中小法人等については、現行の控除限度額（所得の金額又は連結所得の金額）を存置する。
（注）上記の「中小法人等」とは、次の法人（連結納税の場合には、連結親法人）をいう。

（イ）普通法人のうち、各事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの又は資本若しくは出資を有しないもの（相互会社等、資本金の額等が5億円以上の法人等（大法人）の100%子法人及び100%グループ内の複数の大法人に発行済株式等の全部を保有されている法人を除く。）

（ロ）公益法人等

（ハ）共同組合等

（二）人格のない社団等

ロ 更生手続開始の決定があったこと、再生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた法人（連結納税の場合には、連結親法人）については、その決定等の日から更生計画認可の決定、再生計画認可の決定等の日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融商品取引所への再上場があった場合におけるその再上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。

ハ 法人の設立（合併法人にあっては合併法人又は被合併法人のうちその設立が最も早いものの設立等）の日から同日以後7年を経過する日までの期間内の日の属する各事業年度又は各連結事業年度については、控除限度額を所得の金額又は連結所得の金額とする。ただし、金融取引所に上場された場合等におけるその上場された日等以後に終了する事業年度又は連結事業年度は対象外とする。

二 特定目的会社、投資法人、特定目的信託に係る受託法人及び特定投資信託に係る受託法人で、支払配当等の損金算入制度の適用対象となるものについては、現行の控除限度額（所得の金額）を存置する。

（注1）上記改正は、平成27年4月1日以後に開始する事業年度について適用する。

（注2）上記ロの措置に伴い、平成23年12月改正における更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合に係る経過措置については、これに統合する形で廃止する。

（注3）会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度については、現行どおりとする。

③青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越期間、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越期間及び連結欠損金の繰越期間を10年（現行：9年）に延長する。これに伴い、次の措置を講じる。

イ 青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越控除制度、青色申告書を提出しなかった事業年度の災害による損失金の繰越控除制度及び連結欠損金の繰越控除制度の適用に係る帳簿

法人税率の引き下げについて

書類の保存要件について、その保存期間を10年（現行：9年）に延長する。

ロ 法人税の欠損金額に係る期間制限を10年（現行：9年）に延長する。

ハ 法人税の欠損金額に係る更正の請求期間を10年（現行：9年）に延長する。

（注）上記の改正は、平成29年4月1日以後に開始する事業年度において生じた欠損金額について適用する。

（3）受取配当等の益金不算入制度について、次の見直しを行う。

①益金不算入の対象となる株式等の区分及びその配当等の益金不算入割合を次のとおりとする。

現行	改正案
区分	区分 不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合100%) 100分の100	完全子法人株式等 (株式等保有割合100%)
関係法人株式等 (株式等保有割合25%以上)	関連法人株式等 (株式等保有割合3分の1超)
その他の株	非支配目的株式等 (株式等保有割合5%以下) 100分の20

2 新聞論説委員の評釈

天野真志 読売新聞論説委員

先ほどお話がありましたけれども、私も日本経済の成長基盤を強化するためには、企業の競争力を高めることにつながる可能性があります法人減税が有効ではないかと思えます。税収の自然増を期待するような話もありますけれども、そういったことだけではなくてしっかりと減税の財源を確保して、その上で着実にその実現を図っていくべきだと思います。ヨーロッパやアジア諸国並みの20%台という方向で、税率引き下げに取り組み始めたということは評価したいと思っています。

今もお話がありましたけれども、幅広い企業に広く薄く負担を求める課税ベースの拡大が重要になってきます。ですから、租税特別措置のうち、役割を終えたものとか、効果の薄い項目といったところは思い切って廃止していかなければいけないと思います。特定業界の既得権益になっているような指摘があるものもございまして、租特というのはそもそも不公平だという批判も根強くあり

ます。実際時限措置だったはずが、継続されている制度といったものもあるようですので、政策効果をあらためて分析して、租特の縮小・廃止についての検討をこの先も深めていくべきだと思います。自民党の税制調査会などでは、期限が来た租特から見直しをしていくこととしています。そうしますと、実際には、多くの租特の見直しが先送りになってしまう心配もあると思います。租特というのは党税調の力の源泉だというような指摘もずっとされてきて、政治的に非常に難しいテーマだと思われていますけれども、法人税のあるべき姿を考えるとすれば、もう一步も二歩も踏み込んで、そこは政治の判断というのが求められるところだと思います。

それから、中小企業法人への優遇税制といったものについても、与党税調の方では正直踏み込んだ議論というのがなかなか難しいようです。

中小企業の問題を扱うというのは非常に政治的に難しいというのはわかるのですが、例えばそもそも中小企業の定義が現行のままでいいのかといった問題点があると思います。同じ中小企業の問題を扱うというのは非常に政治的に難しいというのはわかるのですが、例えば、そもそも中小企業の定義が現行のままでいいのかといった点です。中小企業でもいろいろな業績、規模というのが当然あるわけですから、そういったところも含めた丁寧な議論といったものを深めていってほしいと思います。

それから、これは、先ほどもお話ししましたが、国内企業の7割ぐらいが法人税を支払っていないという問題もあります。赤字企業でも事業規模などに応じて納税する外形標準課税の拡大に踏み切ることにした点は評価できると思います。

繰越欠損金制度の見直しも実施されます。これも見直し自体は必要だと思っております。9年という繰越期間とか、80%という控除割合といったところを改めるということであれば、諸外国の事例などもよく勘案して、かえって日本への投資が鈍るような見直しにならないような配慮というのも必要になってくるのではないかと考えております。

五十嵐 徹 産経新聞客員論説委員

天野さんが全般的に漏れなく問題点を指摘されたので、私から付け加えることはないのですが、法人税の実効税率の引下げという問題に関しては、お話のとおり、国際競争力の観点から引下げに向けて見直ししていくということが重要であって、そういう意味では今の方向性というのは正しいと思います。問題は代替財源をどうするかということに尽きるだろうと思うのです。

その1つとして、赤字企業にも一定の負担を求めるという外形標準課税の導入が言われておりますが、これについては基本的に、天野さんがおっしゃったとおりだろうと思います。赤字企業というか、経営基盤がとりわけ脆弱とされる中小企業への負担が大きいというようなことも言われております。これは大企業であるか中小企業であるかに拘わらず、租税特別措置もしかりですが、

法人税率の引き下げについて

競争力上で問題がある企業を延命させるというだけのことであれば、そういう観点も含めて、しっかりと見直しを進めて行っていただきたいと思います。

山口 聡 日本経済新聞編集委員兼論説委員

法人税改革については、国際的に見て、日本は高すぎるので、下げていかなければいけない。それはそのとおりだと思うのですが、あまりに国際的に引き下げ競争ばかりしていても、際限のないことになってしまいますので、やはり国際協調ですね。国際的な議論を一方で進めてほしいと強く思います。

もう一つ考えなければいけないのは、例えば今日の新聞にアップルが日本に開発拠点を作るというのが出ていたのですが、法人税だけでどこに立地するかを企業が決めるわけではないので、あまりにここに偏った一方的な議論はどうかと思います。いろいろな条件のうちの1つであるということをよく認識するということと国際的協調というものが法人税を考えるに当たって非常に重要なことではないのかなと思います。

課税の仕方に関してはいろいろな議論があると思うのですが、例えば外形標準にして赤字企業にかけるということに関しては、赤字企業にかけてどうするという意見がある一方で、より厳しい条件に置けば、その企業だってもっと考えるはずだとおっしゃる意見も聞いたことがありますね。確かにそのとおりかなという気も一方です。そういう外形標準みたいなものも課税ベースの拡大という点から考えていかなければいけないのだと思います。

繰り返しになりますが、日本はこれから付加価値を高めていくという産業が残っていくというのは当然なのでしょうから、そういう意味では付加価値を高めるための研究開発とか、イノベーションといったものを促進していくための税制は必要になってくるのだと思います。ただ、企業にとって都合のいいことばかりでは当然話はうまく進まず、国民の理解も得られないのではないのでしょうか。そこはバランスを取って考えていただけたらなと思っております。

五十嵐 徹 産経新聞客員論説委員

企業として税負担を軽減される分、企業の活力を高め、経済の好循環につなげていく努力も忘れないでいただきたいと思います。たとえば、業績が上向いている企業については、遅滞なく賃金の引き上げとして反映させるなど、利益を社会に還元していくことも必要です。

3 租税研究の記事

租税研究 第784号 平成27年2月10日発行 26ページ～28ページ

地方法人課税の課題と改革の方向

1. はじめに

2012年度に国民が負担した税は81兆5,098億円、そのうち、地方税は34兆4,608億円(42.3%)にのぼっている。しかし、地方財政の歳入構成をみると、都道府県については歳入総額50兆9,372億円のうち地方税は16兆1,167億円(31.6%)、市町村については歳入総額56兆1,454億円のうち地方税は18兆3,440億円(32.7%)であり、地方交付税、国庫支出金(市町村の場合は都道府県支出金加わる)といった移転財源に多くを依存する状況は変わっていない。

国、地方を通じた財政状況を改善するためには、国と地方の財政関係にも踏み込んだ改革を行うことによって地方の財政規律を強化し、効率的な地方行政運営を実現することが求められている。そのためにも、行政サービスの財源は国への依存を小さくし、できるだけ地方税によって、賄われる必要がある。しかし、地方税の総額をただ増やせば良いというわけではない。地方分権改革は単に地方公共団体の行財政運営の自由度を高めるだけでなく、地方の財政責任を強化し、国、地方を通じた歳出のスリム化に資するものでなければならないからである。

租税研究 第785号

平成27年3月10日発行 407頁から425頁まで

4 金子名誉教授の論述

所得税・法人税の理論と課題 平成22年4月12日発行

金子 宏 著

社団法人日本租税研究協会

18頁 ～23頁

2 法人税のあり方

(5) グローバル・スタンダードとタックス・ハーモニゼーション

消費税も同じだと思いますが、法人税制を考える場合には、国際的ハーモニゼーションが重要な問題になります。所得税についても、法人税よりもやや遅くてもやむを得ませんが、ハーモニゼーションが必要です。要するに、それぞれの税について、国際的ハーモニゼーションが問題になるわけです。法人税の場合には特に問題になります。

大企業はもとより、中企業であっても、国際的に活動するようになってきています。

そうしますと、税引き前の利益率では高くても、税引き後の利益率で低くなってしまふことが法人税の負担が高い場合に起こり得ますから、こうしたグローバル化の時代には、競争中立性を図らなければなりません。

そうした国際競争中立性を保つためにはなるべく法人税制のハーモニゼーションを行っていく必要があると思います。では、ハーモニゼーションをどのように進めていくのか。これは個別の国がやろうとしてもなかなかできることはありません。

従って、OECD の中にセクションを設け、或いは OECD の租税部局の中にそうした部門を設け、そこでハーモニゼーションの検討をしてもらうのがいいのではないかと。タックス・ベースについても、タックス・レートについても、そうした研究を行い、先進国間で法人税制を統一していくのがいいのではないかと思います。そうすれば、タックス・ベースの比較研究が国際的規模で行われることになります。そして、おそらくその副産物として、各国における特別措置の研究も大に行われ、特別措置の整理・合理化を促すことにもなるだろうと思います。

日本はアメリカに次ぐ経済大国ですから、OECD の場でそうした提案を日本が行い、日本がイニシアチブをとって、そうした研究を進めることも可能な立場にあるのではないかと。あまり独走して、日本は高慢だといわれてもいけませんから、他の国と相談し、穏健な形でそうした提案をするのがよいと思います。

余談ですが、日本で移転価格税制ができた時に、執行上の問題についてもいろいろな研究が行なわれました。日本が移転価格税制を採用することによって、先進各国は同じような制度を持つことになったわけです。あとは、解釈適用をすることが課題となりました。日本国内の意見を受けて、日本代表もそうした話を OECD の場に持ち出し、適用基準を統一すべきだという主張や働きかけをかなりしたようです。そしてガイドライン作成については日本も非常に貢献したと理解しています。法人税制のハーモニゼーションについても、日本政府に大いに頑張ってもらいたいと思います。

略

(6) 地方税と所得課税

所得課税の問題を論ずる場合には地方税のことも是非とも触れなければなりません、地方税の中で法人住民税としての法人税割りは法人税の付加税のような性質を持っています。

その他に、事業税が大変大きなウエートを占めています。道府県の税収の上で、現在は不況が続いたため、そのウエートはかなり落ちてきていますが、経済が好況の時期には税収上、大きなウエートを占めていたわけです。問題は、所得を課税標準としているために、不況の時期には税収が減ってしまうということです。もともとシャープ勧告でも、事業税は企業が地方団体の行政サービスから受ける受益の対価の性質を持つと言われていましたので、所得を基準とするよりはもっと他のものを基準とするほうが応益課税の観点からは妥当であることとなります。

また、地方の税収が経済の変動によって絶えず変動してしまうことも、こうした重要な租税については好ましくありません。やはり安定的な財源であることが望ましいという事情があります。そこでかねて事業税を外形標準化したほうがいいのではないかとということが問題となり、税制調査会の場で、或いはその他いろいろな場でこの点についての検討が続けられてきたわけです。

平成12年12月に旧自治省によって、法人事業税の改革案がつくられ、これが税調に出され、正式な案となっています。あとは法案をつくって、国会に提出するところまで準備が進んでいると思います。この旧自治省の改革案によれば、事業税の課税標準は所得基準と外形基準を組み合わせた仕組みを取ります。外形基準の課税標準は、税調（税制調査会）の考え方が影響していると思いますが、事業規模額です。事業規模額というのは収益配分額にその年度の利潤の金額を足し、赤字が出た場合には収益配分額から赤字を減算した金額です。そして、収益配分額は、支払い給与の総額と、純支払利子、純支払賃借料の含み額です。所得基準のほうは従来の所得基準を使って、従来よりは半分の税率で課税します。それから、外形標準の方は事業規模額が課税標準となるわけです。それに1.6%の税率を適用します。所得基準の税額と外形基準の税額を併せたのが税額になります。事業規模額からは特別に雇用への配慮という観点から雇用安定控除が認められる構想になっています。こうした制度ができれば、事業税の税収はかなり安定するのではないかと。それから、地方の公共サービスに対する対価としての性質も具体的に制度の中に表れることとなりますので、こうした制度が好ましいのではないかと。※この講演は、外形標準課税が導入される前の、税制調査会の案が固まった時期にされたものであり、実際に作られた制度では、別の用語が使われており、外形基準で課税されるのは資本等の金額が1億円をこえる法人に限られ、しかも、その場合に資本等の金額が課税標準に加えられた。しかし、考え方の基本は変わっていない。

それから、全部を外形標準にせず、半分は所得基準を残すわけですし、最初の何年間かは、

所得基準を4分の3にしておくといったいろいろな措置が組み込まれていますので、この考え方が妥当な線ではないかと考えます。

p 120～122

8 法人税制のハーモニゼーション

もう一つ、最後に申し上げておきたいことは、今日の世界は、グローバリゼーションの真っ只中にあるということです。実をいうと、すでに各国の国民経済は国際的な経済秩序の中に片足を突っ込んでおり、半ば吸収されている。吸収されているという言い方が悪ければ、半ば国際的な経済秩序に参加しているといえるのではないかと思います。

こういう時代になりますと各国の企業は、大企業はもちろんですが、中規模の企業を含めて、外国の企業と競争しあう関係に入っていくわけです。そうすると税率の低い国の企業は、仮に税引前の利益率が税率の高い国の企業よりも低かったとしても、税引き後では利益率は高くなってしまふということが十分ありうるわけです。そうすると、税率の低い国の企業の方が有利な競争条件にあるということになってしまいます。そこで、税率の引き下げ競争が行われてきたわけです。発展途上国も含めてみると、一層そうですが、先進国だけを取り上げてみても税率の引き下げ競争が行われています。

アメリカはまだ比較的高いところに税率がセットされています。例えばカリフォルニアで設立された法人の場合は、連邦税と州税を合せてみると、法人税率40.75%であるといわれています。ニューヨークで設立した法人の場合は、45.95%。ドイツの場合39.90%。我が国の場合は、地方法人税の標準税率、事業税の所得部分の標準税率で計算してみますと、国税・地方税合せて39.54%ということです。東京都の場合は、ちょっと超過課税をしていますから、40.69%です。それに対して、イギリスは30%、フランスは33.3%です。

好ましいことではないので、どうしたらいいかという実現は困難かもしれませんが、各国が協調して法人税制の各国が協調して法人税制のハーモニゼーションをしたらどうかということです。私は前からそういうことを書いたり言ったりしていました。税率を一定の幅の中に収めるように協定する。税率がほぼ等しくなっても、課税ベースが違ふと税負担は異なりますから、各国が必要不可欠な特別措置を除いて、なるべく特別措置を整理・合理化して、課税ベースもなるべく統一するという形で、税制のハーモニゼーションをしたらどうかということです。我が国はせっかく OECD の有力メンバーとして活躍しているわけですから、税負担率の高いアメリカやドイツと相談して、あるいは、協調して、OECD でそういう提案をして、先進国の間で税率を一定幅の中に収めるような努力をしたらどうかということです。そういうことをする時期が来ているのではないか。それは、実はもう前から来ていたのではないかと思うわけです。

おわりに

税率の統一はなかなか難しいことですが、タックススペースのハーモニゼーションはさらに難しいと思います。各国の特別措置は、各国に特殊な事情があって存在しているものですから。だんだん世界の経済秩序が1つに融合していくような時代に入ってくると、法人税制の統一はぜひとも必要になってくるわけですから、長期的に見るとそのような努力をすべきではないか。我が国もアメリカやドイツと相談して、そういうことを言い出してもいいのではないかと思うわけです。皆様も、ご賛成をいただければ、なるべく機会を見て、そういうご意見を述べていただければ、大変いいことではないかと思う次第です。

税制参考資料（平成27年度版）公益社団法人 日本租税研究協会 平成27年4月10日

239頁

法人税制度の概要

（1）受取配当等の益金不算入

完全子法人株式等及び関係法人株式等（株式保有割合25%以上）以外の株式等に係る受取配当等（負債利子控除後の金額。以下同じ。）についてはその50%相当額が益金不算入、完全子法人株式等及び関係法人株式等に係る受取配当等についてはその全額（関係法人株式等に係る受取配当等は、負債利子控除後の金額）が益金不算入とされる。

（注）受取配当等には、証券投資信託（信託財産の75%超を株式又は外貨建資産で運用できるものを除く。）の収益分配金の2分の1（信託財産の50%超75%以下を株式で運用できるもの又は外貨建資産で運用できるものは、4分の1）を含む。

（27年度改正案）

次の配当等に区分した上で益金の額に算入しない額を次のとおりとする。

- ① 完全子法人株式等に係る配当等・・・その配当等の額の全額
- ② 関連法人株式等（①以外の持株割合3分の1超の株式等）に係る配当等・・・その配当等の額から負債利子の額を控除した残額
- ③ ①、②及び④以外の株式に係る配当等（持株割合5%超3分の1以下）・・・その配当等の額の50%相当額
- ④ 非支配目的株式等（持株割合5%以下の株式等及び特定株式投資信託）に係る配当等・・・その配当等の額の20%相当額
- ⑤ ④のうち保険会社が受ける配当等・・・その配当等の額の40%相当額

（注）証券投資信託（特定株式投資信託を除く。）の収益の分配の額は、全額益金の額に算入する。

法人税率の引き下げについて

(2) 外国子会社からの受取配当等の益金不算入

外国子会社（株式保有割合25%以上）の株式等に係る受取配当等についてはその95%相当額（受取配当等の5%相当額を経費とみなして控除）が益金不算入とされる。

租税の特別減免

(1) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4、42の4の2）

①試験研究費の総額に係る税額控除制度・・・試験研究費の総額に対し、試験研究費割合に応じ8%～10%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%相当額を限度とし、限度超過額は1年間繰越可。）ができる。

試験研究費割合とは、試験研究費の総額の売上金額（当期を含む4年間の平均売上金額）に対する割合である。

②特別試験研究費の額に係る税額控除制度・・・国の試験研究機関、大学その他の者との共同試験研究、国の試験研究機関、大学又は中小企業者への委託試験研究、希少疾病医療薬品若しくは希少疾病医療機器に関する試験研究等について、①とあわせてこれらの試験研究に係る試験研究費の額の12%相当額の税額控除（①の税額控除と合計して当期の法人税額の20%相当額を限度とし、限度超過額は1年間の繰越可。）ができる。

③中小企業技術基盤強化税制・・・中小企業者等の試験研究費について、上記①②の税額控除制度の適用に代えて、試験研究費の総額の12%相当額の税額控除（当期の法人税額の20%を限度とし、限度超過額は1年間の繰越可。）ができる。

なお、平成25.4.1～平成27.3.31までの間に開始する各事業年度につき、当期の法人税額の30%相当額を上記①～③の控除限度額とする特例が講じられている。

④上記①～③の基本制度とは別枠で、平成20.4.1～平成29.3.31までの間に開始する各事業年度において、下記イ、ロの選択適用により、税額控除の上乗せ措置（当期の法人税額の10%相当額を限度とし、限度超過額は1年間の繰越可。）が講じられている。

イ 増加試験研究費の額が比較研究費の額の5%相当額を超え、かつ、試験研究費の額が基準試験研究費の額を超える場合 増加試験研究費の額に30%（増加割合30%未満の場合には、増加割合）を乗じて計算した金額

ロ 当期の試験研究費の額が平均売上金額の10%相当額を超える場合 超える部分に超過税額控除割合（当期の試験研究費割合から10%控除した割合に0.2を乗じて計算した割合）を乗じて計算した金額

（27年度改正案）

試験研究を行った場合の税額控除制度について、次の見直しを行う。

- ①控除税額の上限を当期の法人税額の30%（原則20%）に引き上げる措置を適用期限の到来をもって廃止するとともに、新たに以下の措置により控除税額の上限の総枠を当期の法人税額の30%とする。
- ②特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しを行う。
 - イ 税額控除率（現行12%）を次のとおり引き上げる。
 - （イ）特別試験研究機関等又は大学等との共同研究及びこれらに対する委託研究 30%
 - （ロ）上記以外のもの 20%
 - ロ 控除税額の上限を試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制とは別枠で当期の法人税額の5%とする。
 - ハ 特別試験研究費の範囲について、次の見直しを行う。
 - （イ）特別試験研究機関等のうち試験研究独立行政法人の範囲から国立研究開発法人以外の法人を除外する。
 - （ロ）特定中小企業者に対する委託研究の対象となる委託先の範囲に公益法人等、地方公共団体の機関、地方独立行政法人等を加える。
 - （ハ）特定中小企業者に対して支払う知的財産権の使用料を加える。
- ③試験研究費の総額に係る税額控除制度及び中小企業技術基盤強化税制の控除税額の上限を当期の法人税額の25%とする。
- ④繰越税額控除限度超過額及び繰越中小企業者等税額控除限度超過額に係る税額控除制度を廃止する。

4 泉 意見

法人税率の引き下げが行われ、グローバルスタンダードに近づきつつある。財源の確保が、繰越欠損金、受取配当損金不算入関係であり、抜本的なものにはなっていない。

外形標準課税も地方税に留まっている。国税にも導入して、法人は、すべて納税するという形が良いのではないか。

法人税率の引き下げについて

参考文献

財務省税制関係資料（法律案要綱、改正の概要、税制改正大綱、参考資料等）

租税研究 第784号 日本租税研究協会、平成27年2月10日発行 26頁から28頁まで。

租税研究 第785号 日本租税研究協会、平成27年3月10日発行 407頁から425頁まで。

税制参考資料（平成27年度版）公益社団法人 日本租税研究協会 平成27年4月10日、238頁から243頁まで。

租税研究788号 日本租税研究協会、平成27年6月10日、182頁から191頁まで

金子宏『所得税・法人税の理論と課題』社団法人日本租税研究協会、平成22年4月12日、18頁～23頁。110頁から122頁まで。

ほか

The Reduction of the rate of corporation tax

The rate of corporate tax is reduced .now the rate of corporation is 32.11 percentage.

The government examine that the rate of corporation is reduced to 29.97 percentage.

According to the Comparison of nations ,balance of the rate of corporation tax is necessary.

Special taxation measures and assessment by estimation on the basis of the size of business is necessary in revenue of tax.